



**国際助産師連盟**  
**助産師教育の世界基準 (2010)**  
**International Confederation of Midwives**  
**Global Standards for Midwifery Education (2010)**

## はじめに

ICMの「助産師教育の世界基準(2010)」は、質の高い、根拠に基づく医療サービスを女性、新生児、家族に提供するために、資格のある助産師<sup>1</sup>を育成することによって、世界中の助産師を強化するICMの重要な柱のひとつである。ICMの柱には、基本的助産業務に必須な能力の改定、助産師教育、助産規制、力のある助産師団体が含まれる。教育基準は、助産師教育課程の主な内容である「基本的助産業務に必須な能力(2010)」の最新版との関連で開発された。また、教育基準は助産業務基準や規制と統合性のある形にもなっている(ほかの文書にリンクするWEB参照)。教育基準は、指針と、この章の最後にある関連文書の主なICM文書に基づいている。

助産師教育基準\*は、2009-2010年の改定版デルファイ調査過程を用いて、世界的に開発され、学位よりも専門家の能力(コンピテンシー)に基づく教育が強調され、質の高い助産師に期待される最低限の基準になっている。「(ガイドラインで示唆されている)各基準を実施するには、何が必要か?」と「どのように基準を満たしていると決定するのか(必要な根拠)」のような問いを提起するために、「手引」も開発された。基準で用いられているキーワードの用語集は、理解を深めるのに役立つ。

\*本省で用いられている基準の定義は、「質の高い助産師教育に求められている到達(実績)レベルを示す規範/一定の参照ポイント」である。

---

1. この基準の文書では、「助産師」を修飾する言葉として、「資格のある」という用語の使用は、ICMの基本的能力のすべての能力について教育を受け、訓練された助産師のことである。この文書を通して、「助産師」という用語は助産師教育課程への入学経路にかかわらず、十分な資格がある者に適応される。

## 基準の序文

### 助産師教育基準の目的

国や地域で受けられる助産師教育の世界基準を設けることは、現在、そのような基準がない国では、世界的な規範に基づいた助産師育成のための教育基準の設定に役立つだろう。また基準は実践(能力)への期待値と女性や家族の健康を促進する必要がある国や地域の助産業務の範囲も定めている。この最低限の教育基準は、高い期待値を含めたり、特定の国のカリキュラム内容や文化的適性のニーズを反映させたりすることで広げることができる。

特に助産師教育基準の目的は：

- ・助産師を育成する助産課程には理念、目標、成果があることを保証し、国民、すなわち専門職、利用者、雇用者、学生に、そして互いに説明責任のある助産課程を設ける。
- ・助産師教育課程の質を考え、実施し、評価する枠組みを提供する。
- ・ICMの「基本助産業務に必須な能力」すべてと各国のニーズに基づいた追加能力を備えている助産師育成の教育課程を促進する。
- ・女性と家族のための安全な助産業務と質の高い助産ケアを促進する。
- ・助産専門職と自律した実践者としての助産師の自律性を再強化する。
- ・助産課程の継続的な改善を促し、それによって継続的な業務改善を促す。

### ICM 教育基準：価値観に基づくイニシアティブ

基準の開発の基盤となる価値観と原則は以下の通りである。

基盤となる価値観には以下が含まれる。

- ・助産師と選出された専門家の委員会によって、世界的な助産師教育基準を設定することで、助産師教育過程の**信頼性**が向上する。
- ・助産課程とその成果の**継続的な質改善**を刺激し、支援する。
- ・一貫性、公正、誠実な教育課程を通して、**統合性**を維持する。
- ・**生涯学習**を目指す学生、卒業生、教員を支援する教育環境を整備する。
- ・助産専門職、助産師、助産課程の**自律性**を促す。

基盤となる指針には、以下に関する同意が含まれる。

- ・最低限のエントリーレベルは中等教育修了者。
- ・ダイレクトエントリーの助産師教育課程の最低期間は3年間。
- ・看護の基礎教育修了者/医療従事者に関する教育課程の最短期間は18か月間。
- ・資質があり、能力がある助産師および助産師教員の育成に関する、現在の主要な ICM の文書および所信表明と基準は一貫性がある。
- ・助産課程の中に、当該国の質と「目的に合った」課程を維持するために、人材、方法、サービスについて自己評価が組み込まれている。

## 基準の初期の用途

ICM は、主に 3 つのグループのために「助産師教育の世界基準」を開発した。すなわち、1) 基本的な助産師教育はまだないが、国の有資格医療職のニーズに合う助産師教育課程の確立を希望している国、2) 基本的な助産師教育はあるが、内容や質にばらつきがあり、助産師教育課程の質改善や標準化を求めている国、3) 助産師教育の基準があり、課程の質と**最低基準**の比較を希望している国である。ICM では、現在の基準が最低基準を超えている国は、今後も高いレベルの助産師を地域で育成していくよう求めている。

このような助産師教育の世界基準は、助産師や助産師団体とともに、政府、政策立案者、厚生省や文部省、医療システムでも用いられると考えられる。共通の目的は、有能な助産師の育成であり、集団、特に女性と家族の健康ニーズに応えることである。

ICM の「基本的助産業務に必須な能力 (2010)」を満たした教育および訓練を受けた助産師の育成を開始する国やレベルアップを望んでいる国では、最低基準を最初から到達することはできないかもしれない。特に十分な資格のある教員や学習資源がない領域ではむずかしいかもしれない。そのような国は政府機関、教育機関、資金提供者、助産コンサルタントと連携をとり、教育基準の到達や超越を目指した計画を立てることになるだろう。助産師はそれぞれの国の政策立案者と世界基準の実施のための枠組みを決めることになるだろう。

## 連絡先と支援

ICM の教育委員会 (ESC) は、基準とガイドラインの主な資源グループであり、ICM の本部またはホームページ ([www.internationalmidwives.org](http://www.internationalmidwives.org)) の常任委員会セクションから連絡をとることができる。

## まとめ

「助産師教育の世界基準 (2010)」と「手引」は生きた文書である。助産師教育に関する根拠および女性と家族の医療ニーズが変化するため、継続的な評価と改定が行われるだろう。基準のための用語集は世界的な合意を得ているものであり、必須な能力と規制の特設委員会との協働である。最大限の理解を得るためには、3 つを一緒に用いることが重要で、「用語集」から始め、それから「助産師教育の世界基準」に続き、「手引」を見直す。

## ICM 助産師教育の世界基準 (2010)

### I. 組織と運営

- I.1. 当該施設/政府機関/地方自治体は、助産師教育課程の理念、目標を支援する。
- I.2. 当該施設は、有能な助産師育成のために、助産師教育課程の財務、公的/政策的支援を十分に受けられるようにする。
- I.3. 助産学校/課程は、課程のニーズに合った予算を受け、管理する。
- I.4. 助産師教員は自立して、助産師教育課程の方針やカリキュラムを開発し、先導する責任を負う。
- I.5. 助産師教育課程の責任者は、資質、管理/運営経験のある助産師教員である。
- I.6. 助産課程には、母子保健の需要に合うよう、国や国際的な方針および基準を考慮に入れる。

## II. 助産師教員

II.1. 助産師教員は、必要に応じてほかの専門職と仕事をする、主に助産師（教員、臨床指導者/臨床教員）である。

II.2. 助産師教員は：

II.2.a. 正式な助産学の教育を受けている。

II.2.b. 一般的にはすべての助産業務範囲を網羅した 2 年間の臨床経験で達成される助産業務の能力を示すことができる。

II.2.c. 現在、資格/登録、そのほかの助産業務が法的に認められている。

II.2.d. 教職として正式な教育を受けている、またはそのような教育を受ける計画がある。

II.2.e. 助産実践業務と教育の能力を維持している。

II.3. 助産師の臨床指導員/臨床教員は：

II.3.a. ICM の助産師の定義を満たす資質がある。

II.3.b. 一般的にはすべての助産業務範囲を網羅した 2 年間の臨床経験で達成される助産業務の能力を示すことができる。

II.3.c. 助産実践と教育の能力を維持している。

II.3.d. 現在、資格/登録、そのほかの助産業務が法的に認められている。

II.3.e. 臨床教育について正式な教育を受けている、またはそのような教育を受けている。

II.4. 助産課程を教えるほかの職種の専門家は教える内容について能力がある。

II.5. 助産師教員は、学生の実習担当者に、教育、支援、スーパービジョンを提供する。

II.6. 助産師教員と助産臨床指導者/臨床教員と一緒に、学生の実習について支援（促進）、直接観察、評価をする。

II.7. 教室や実習の学生対教員および助産臨床指導者/臨床教員の比は、助産課程および規制機関の要項によって決められる。

II.8. 助産師教員の有効性を、確立された過程で定期的に評価する。

## III. 学生

III.1. 助産課程には、申請者の入学の方針が明確に記載されている。その方針には以下のことが含まれる。

III.3.a. 高等教育修了などの最低限必要な項目を含む入学要項

III.3.b. 透明性のある募集過程

III.3.c. 選考過程と合格基準

III.3.d. これまでの学歴を考慮するメカニズム

III.2. 受験有資格の助産の受験生は偏見や差別なしに入学できる（例：性、年齢、国籍、宗教）。

III.3. 受験有資格の助産の受験生は、国の医療政策および母子保健の需要に沿った形で入学する。

III.4. 助産課程には、下記を含む学生の方針が明確に記載されている。

III.4.a. 教室と実習で学生に期待すること

III.4.b. 学生の権利と責任と学生の訴えや苦情に関する決まった過程についての文書

III.4.c. 助産カリキュラム、助産師教員、助産課程に関するフィードバックと継続的な評価を提供する学生のためのメカニズム

III.4.d. 助産課程修了要項

III.5. 助産課程のガバナンスや委員会への学生の積極的な参加のためのメカニズム。

III.6. 学生は、ICM の基本的な助産業務のための必須能力を最低限、達成するために、さまざまな場で十分な助産業務経験を積む。

III.7. 学生は、主に助産師教員や助産臨床指導者/臨床教員のスーパービジョンのもとに助産ケアを提供する。

#### IV. カリキュラム

IV.1. 助産師教育課程の理念は ICM の理念とケアモデルと一致している。

IV.2. 助産師教育課程の目的は、以下のような有能な助産師を育成することである。

IV.2.a. 最低限、現在の ICM の「基本的助産業務に必須な能力」を到達/示している。

IV.2.b. 助産師の免許や登録につながる、ICM の助産師の定義と規制機関の基準を満たしている。

IV.2.c. 上級教育の申請資格がある。

IV.2.d. ICM の助産師の国際倫理綱領、専門職の基準、法的に認められている権限の業務範囲に遵守する知識があり、自律している実践者である。

IV.3. 助産カリキュラムの順序と内容により、学生は ICM の主要な文書に遵守した助産業務のための必須能力を身につけることができる。

IV.4. 助産カリキュラムには、最低 40%の理論と最低 50%の実習の理論と実習の要素が含まれる。

IV.5. 助産課程では、成人学習と能力（コンピテンス）基盤型教育を促進するような根拠に基づいた教授法と学習の方法を用いる。

IV.6. 助産課程は、助産内容を補完する多職種の内容と学習経験のための機会を提供する。

#### V. 資源、設備、サービス

V.1. 助産課程は、学生と教師の安全性、教育と学習のよりよい環境に関する方針を実施する。

V.2. 助産課程には、課程のニーズに合った十分な教育と学習資源がある。

V.3. 助産課程には、講義と理論的および実践の学習を支援するための適切な人材がいる。

V.4. 助産課程は、各学生の学習ニーズに合うよう、さまざまな場で十分な助産業務経験ができるようになっている。

V.5. 適切な助産業務の学習場所の選択基準は明確に記載され、実施される。

#### VI. アセスメントの方略

VI.1. 助産師教員は、以下の項目に関係する学生の学習の実践と進歩を測るために、妥当な信頼性のある形成評価および総括評価/アセスメントの方法を用いる。

VI.1.a. 知識；

VI.1.b. 行動；

VI.1.c. 実践技術；



VI.1.d. クリティカルシンキングと意思決定；

VI.1.e. 人間関係/コミュニケーション技術

VI.2. 学習困難の特定を含む、助産学生の実践と進歩のアセスメント/評価手段と基準は記載され、学生と共有される。

VI.3. 助産師教員は、学生、課程修了生、助産業務者、助産師のクライアント、ほかの関係者からのインプットなど質改善の一部として、定期的なカリキュラムのレビューを行う。

VI.4. 助産師教員は、期待される学習の成果に関する、実習の場と学生の学習/経験の適性について継続的な評価を行う。

VI.5. 課程の有効性の定期的な外部評価法化を実施する。

### 基準とガイドラインのための関連文書/情報源

Accreditation Commission for Midwifery Education (2009). *Criteria for programmatic accreditation (2009), Policies and procedure manual (2009)*. [www.midwife.org/acme/cfm](http://www.midwife.org/acme/cfm) (20 February 2009)

ECSACON (2001). *Nursing and midwifery professional regulatory framework*. North Carolina: INTRAH. Chapter 8: Nursing and midwifery education standards, pp.67-72.

EU Law 2005/136/EG (2005). Annex Midwives;

[http://ec.europa.eu/internal\\_market/qualifications/docs/future/annex\\_midwives\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/internal_market/qualifications/docs/future/annex_midwives_en.pdf)

国際助産師連盟 (ICM)文書：

- ICM 基本的助産業務に必須な能力 (2002)

Available at: <http://www.internationalmidwives.org/> (18 December 2009)

- ICM *Philosophy and Model of Care* (2005)

Available at: <http://www.internationalmidwives.org> (Core documents) (18 December 2009)

- ICM 国際助産師倫理綱領 (2005)

Available at: <http://www.internationalmidwives.org> (Core documents) (18 December 2009)

- ICM 所信声明： Basic and On-going Education for Midwives (2008)

- ICM 所信声明： Collaboration and Partnership for Healthy Women (2008)

- ICM 所信声明： Ethical Recruitment of Midwives (2008)

- ICM 所信声明： Heritage and Culture in Childbearing (2005)

- ICM 所信声明： Keeping Birth Normal (2008)

- ICM 所信声明： Legislation to Govern Midwifery Practise (2008)

- ICM 所信声明： Midwifery Care for Women with Complicated Births (2008)

- ICM 所信声明： Professional Accountability of the Midwife (2008)

- ICM 所信声明： Qualifications and Competencies of Midwifery Teachers (2008)

- ICM 所信声明： Role of the Midwife in Research (2008)

Available at: <http://www.internationalmidwives.org> (Position statements: 18 December 2009)

Mansfield: The Quality Assurance Agency for Higher Education. (2004).

*Guidelines on the accreditation of prior learning* (2004) Available at:

<http://www.gaa.ac.uk/academicinfrastructure/apl/APL.pdf> (18 December 2009)

Nursing and Midwifery Council (2004). *NMC Standards for pre-registration midwifery education*. Available at: [www.nmc-uk.org](http://www.nmc-uk.org) (education, midwifery)

Pan American Health Organization (2006). *Strengthening midwifery toolkit (Herramientas para el fortalecimiento de la partería profesional)*. Washington, DC: PAHO & USAID.

WHO (2009). *Global standards for the initial education of professional nurses and midwives*. Geneva: WHO. Available at [www.who.ch](http://www.who.ch)

(公社) 日本看護協会・(社) 日本助産師会・日本助産学会訳

All rights, including translation into other languages, reserved. No part of this publication may be reproduced in print, by photostatic means or in any other manner, or stored in retrieval system, or transmitted in any form without written permission of the International Confederation of Midwives. Short excerpts (under 300 words) may be reproduced without authorisation, on condition that the source is indicated and that the ICM be informed.

他の言語への翻訳権も含めて、この出版物は著作権を有しています。国際助産師連盟 (ICM) から文書による許諾を得ることなく、本書の一部または全部を何らかの方法で複製することや検索システムに登録することなど、一切の転載を禁じます。ただし、短い引用 (300 語未満) に関して、許可は不要ですが、その場合は出典を明記し、ICM へご連絡ください。

Copyright © (2010) by ICM- International Confederation of Midwives,  
Laan van Meerdervoort 70, 2517 AN The Hague, The Netherlands